

別表（第12条関係）

公文書の種類	写しの交付の方法	単位	費用の額
文書又は図画	複写機により複写したもの（日本産業規格 A 列 3 番の大きさまでのものに限る。）	白黒 1 面	1 0 円
	複写機により複写したもの（日本産業規格 A 列 3 番の大きさまでのものに限る。）	カラー 1 面	2 0 円
	複写機により複写したもの（日本産業規格 A 列 1 番又は A 列 2 番の大きさのものに限る。）	白黒 1 面	2 0 円
電磁的記録	用紙に出力したもの（日本産業規格 A 列 3 番の大きさまでのものに限る。）	白黒 1 面	1 0 円
	用紙に出力したもの（日本産業規格 A 列 3 番の大きさまでのものに限る。）	カラー 1 面	2 0 円
	電磁的記録媒体に複写したもの（日本産業規格 X 0 6 0 6 及び X 6 2 8 1 に適合する直径 1 2 0 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）	1 枚	1 0 0 円
	電磁的記録媒体に複写したもの（日本産業規格 X 6 2 4 1 に適合する直径 1 2 0 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）	1 枚	1 2 0 円